

スポ振だより 4月号

柴田町教育委員会 スポーツ文化振興課

社会体育施設・学校体育施設等の 施設使用料の改定について



令和8年4月1日より施設使用料が改定されました。4月の申請分から新料金での支払いとなります。なお、3月に申請をしていた4月分の使用料については、令和7年度の料金となりますので、ご注意ください。

令和8年度の減免申請について

減免や学校開放の登録は、各年度ごとに申請が必要です。減免適用の団体や学校登録が必要な団体は、利用予定日の1週間前までに必要な書類を添付の上、ご提出ください。

なお、3月に減免申請書を提出した団体で、総会がまだ終了しておらず、総会資料を提出していない団体は、総会終了後、速やかに総会資料をスポーツ文化振興課までご提出をお願いいたします。

使用券・使用報告書の提出について

使用券・使用報告書の紛失や渡し忘れ防止のため、使用券・使用報告書は、必ず代行員へ手渡しをしてください。

代行員は申請された時間どおりに施設に来ます。早く終わってしまった場合には、必ず団体の関係者が代行員に直接渡すことができるように待機してください。万が一、当日に使用券を忘れた場合には、スポーツ文化振興課へお持ちください。

次回以降

学校・社会体育施設調整会議の場所が変わります



1. 学校体育施設調整会議

日時 : 5月18日(月)18:50 6月15日(月)18:50

開催場所: 船迫生涯学習センター 2階 会議室1, 2

2. 社会体育施設調整会議

日時 : 5月18日(月)19:20 6月15日(月)19:20

開催場所: 船迫生涯学習センター 2階 会議室1, 2

お願い

1. 学校を利用する上での注意点について

○当日に開始・終了時間を変更することはできません。

活動時間の変更をする場合には、3日前までに必ずスポーツ文化振興課へご連絡ください。

○団体の責任者は、使用許可書の開始・終了時間まで、使用する施設で待機し、使用報告書を代行員に直接提出するようにお願いいたします。

※専用 BOX などを置いて、報告書を提出することはできません。

2. 学校・社会体育施設の申請・納入について

○申請及び納入する時間・期限を厳守してください。

○申請は、使用しようとする 7 日前、納入は 3 日前です。

当日の貸し出し・使用延長はしておりません。

○キャンセルする場合は、3日前までに必ずスポーツ文化振興課へご連絡ください。

(3日前が休日の場合は、その前の平日まで)

➡電話で仮予約後、申請書を提出していないのでキャンセルするという場合も、必ずご連絡ください。代行員に迷惑がかかりますので徹底をお願いします。

3. 使用報告書の提出について

○これまで、利用日の3日前を過ぎてからのキャンセルに伴う使用報告書は、次回の施設利用時に提出していただいておりますが、今後は次回利用時ではなく、直接スポーツ文化振興課まで提出してください。

柴田町総合体育館

今後のイベント・次回の利用調整会議



教室のご案内

総合体育館では、月曜日から金曜日まで様々な教室が開催されております。ご自身に合った、運動を見つけてみませんか。

【開催内容(一部抜粋)】

- ・文化講座
(コーラス教室・刺しゅう教室・カリンバ教室)
- ・子ども向け教室
- ・フィットネス教室
(ヨガ、ピラティス、サルセーション) など

利用調整会議

〔令和8年6月分〕

開催日時： 5月4日(月) 18:50～

開催場所： 柴田町総合体育館

※駐車スペースに限りがありますので、乗り合わせのご協力をお願いします。